

関係各位

長崎県土木部長

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の
運用に係る特例措置について

このことについて、長崎県土木部では下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、長崎県建設工事標準請負契約書（令和 6 年 12 月 20 日付け長崎県告示第 614 号）第 62 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

- （１） 令和 7 年 3 月 1 日以降に契約（議会の要する契約については、本契約日）を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に相当する価格

k ：当初契約の請負比率

※ここでいう「予定価格に相当する価格」について、長崎県においては、変更設計工事価格を意味しており、計算過程では税抜き価格を使用する。ただし、最終的な「変更後の請負代金額」は税込みであるため、適宜、税を含んだ価格とすること。

※「k：当初契約の請負比率」について、長崎県においては、以下のとおり計算する。

$$k = (\text{当初請負額（税込み）}) / (\text{当初設計額（税込み）})$$

- (2) 令和7年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する長崎県建設工事標準請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年2月14日付け25建企第545号)1.(1)及び2.から8.まで(4.(3)を除く。)の規定を準用するものとする。

(契約書改正に伴い、「第25条第6項」を「第26条第6項」に適宜読み替えるものとする。)

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。